

平成30年5月25日

第35回指宿市農業委員会会議録

指宿市農業委員会

第 3 5 回指宿市農業委員会会議録

- 1 平成 3 0 年 5 月 2 5 日(金) 午後 2 時 0 0 分～
於：県南薩地域振興局指宿庁舎（3 階会議室）

議事日程

報告第 1 号 農地法第 1 8 条第 5 項の規定による通知について

報告第 2 号 農用地あっせん申し出の取下げについて

議案第 1 号 「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定
について (所有権移転分)
(利用権設定分)

議案第 2 号 「農地法第 3 条の規定による許可申請」に係る決定について

議案第 3 号 「農地法第 5 条の規定による許可申請」に係る意見決定並び
に許可及び諮問決定について

議案第 4 号 農地法第 4 条の規定による届出について

議案第 5 号 農地利用変更届について

議案第 6 号 農用地あっせん申し出について

議案第 7 号 荒廃農地に係る非農地判断について

その他

1 出席委員

1 番 諏訪園 一 行	2 番 今 村 秀 一	3 番 岡 元 和 人
4 番 高 田 チヨ子	5 番 野 元 辰 雄	6 番 南 耕太郎
7 番 上 野 虎 徳	8 番 上西園 隆	9 番 前 川 祐 子
10 番 吉 村 重 則	11 番 石 神 一 男	12 番 松 下 芳 子
13 番 西 村 圭 史	14 番 中 川 久 雄	15 番 下 吉 一 郎
16 番 蓑 田 六 雄	17 番 井 元 伸 明	18 番 欠 員
19 番 山 中 賢 治	20 番 田 中 健 一	21 番 西 森 清 次
22 番 吉 永 鶴 男	23 番 菱 田 康 彦	24 番 下 拂 章 二
25 番 松 木 茂 久	26 番 井 元 清八郎	27 番 徳 留 清 幸
28 番 井 手 三 徳	29 番 濱 田 隆 志	30 番 坂 元 一 彦
31 番 西 山 昭 二	32 番 前 原 干 城	

1 小委員長

10 番 吉 村 重 則

1 欠席委員

17 番 井 元 伸 明

1 遅刻委員

なし

1 早退委員

なし

1 当議事に参与する出席者

指宿市農業委員会事務局長

主幹兼農地係長

農地係主査

農地係主査

主幹兼担い手振興係長

担い手振興係技師

臨時的任用職員

富 永 敏 尚

堀之内 秀一郎

福 岡 美恵子

前 田 昭 市

小 吉 建 治

下温湯 美 里

下吹越 俊 幸

1 当議事書記

指宿市農業委員会事務局主幹兼農地係長

堀之内 秀一郎

1 開会 午後2時00分

事務局	全員ご起立願います。 一同礼。 指宿市農業委員会憲章の唱和をいたします。 (唱和) ご着席ください。
議長	ただいまの出席人員は、定足数に達しておりますので、これより第35回指宿市農業委員会を開会いたします。 本日の議事録署名委員に「11番委員」と「12番委員」を指名いたします。 早速議題に入ります。 報告第1号 農地法第18条第5項の規定による通知についてを、議題といたします。
事務局	事務局に説明を求めます。 報告第1号 農地法第18条第5項の規定による通知についての説明をいたします。 議案書の1ページをお開きください。 (番号1を議案書どおり読み上げ説明)
議長	以下については、お目通しください。 ただいまの、事務局の説明のとおりであります。 次に、報告第2号 農用地あっせん申し出の取下げについてを、議題といたします。
事務局	事務局に説明を求めます。 報告第2号 農用地あっせん申し出の取下げについての説明をいたします。 議案書の4ページをお開きください。 (番号1を議案書どおり読み上げ説明)
議長	1筆は農地以外の利用目的で買受ける方が見つかったこと、残り2筆についても、宅地介在地で農地としての売買が困難であると申請人が判断し今回取下げするものです。 ただいまの、事務局の説明のとおりであります。 次に、議案第1号 「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定についてのうち、所有権移転分を議題といたします。
事務局	事務局に議案の説明を求めます。 議案書の5ページをご覧ください。 今月の経営基盤強化促進法農用地利用集積計画の承認についての所有権移転分は、第1号議案8件でございます。

	(番号1を議案書どおり読み上げ説明) 番号2から番号8につきましては、お目通しください。 今回の所有権移転分につきましては、経営面積など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていると思われます。 皆様のご審議をよろしくお願いいたします。
議長	ただいまの、事務局の説明のとおりであります。 それでは、議案第1号のうち所有権移転分について、ご審議願います。 ご質疑、ご意見等はございませんか。
委員	「なし」の声あり。
議長	議案第1号のうち、所有権移転分については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。
委員	「異議なし」の声あり。
議長	ご異議なしと認めます。 よって、議案第1号のうち、所有権移転分については、原案のとおり承認することに決定いたします。
	次に、議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定についてのうち、利用権設定分を議題といたします。 事務局に議案の説明を求めます。
事務局	議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定についての説明をいたします。 議案書の7ページから12ページになります。 今月の経営基盤強化促進法農用地利用集積計画に係る意見決定についての利用権設定分は、1議案18件です。 内訳は、新規の利用権設定が14件、再設定が4件、合計面積は36筆34、237㎡となっています。
	(番号1を議案書どおり読み上げ説明) 以下については、お目通しください。 以上、全て経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると思われます。 皆様のご審議をよろしくお願いいたします。
議長	ただいまの、事務局の説明のとおりであります。 それでは、議案第1号のうち、利用権設定分の1番につきましては、新規就農者ということで、担当地区の委員が営農状況等の調査を行っておりますので、担当委員の報告を求めます。
8番委員	番号1番につきまして、5月17日に、私と19番委員とで調査を行いましたので、ご報告いたします。

議長

申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。

申請人は、今回利用権設定をし、３０ａを超えることから新規就農者となりました。

申請人は、■■■■で建設会社に勤務していましたが、今後は農業をやりたいという気持ちになり、農業を始めました。

オクラ３０ａ、エンドウ３０ａを栽培し、目標年間販売高は約４００万円を目指しております。

現在は、水道工事店を退職した父親と二人で、農作業に従事しています。

なお、営農計画書を資料の１ページに添付していますので、ご参照ください。

ただいま、担当委員の、報告のとおりでございます。

それでは、議案第１号のうち利用権設定分の１番について、ご審議願います。

ご質疑、ご意見等はございませんか。

委員

「なし」の声あり。

議長

議案第１号のうち、利用権設定分の１番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員

「異議なし」の声あり。

議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第１号のうち、利用権設定分の１番については、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、議案第１号のうち、利用権設定分の２番から４番についても、新規就農者ということで、担当地区の委員が営農状況等の調査を行っておりますので、担当委員の報告を求めます。

１３番委員

番号２番から番号４番につきまして、５月１６日に、私と２３番委員とで調査を行いましたので、ご報告いたします。

申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。

申請人は、今回利用権設定をし、３０ａを超えることから新規就農者となりました。

申請人は、昨年末まで調理師をしていましたが、両親から農業は大変だけれどやりがいがあり夢のある仕事であると言われ、農業を始めました。

南瓜２３ａ、スナック２０ａを栽培し、目標年間販売高は約３００万円を目指しております。

現在は、一人で農作業に従事していますが、介護施設で勤務している妻も、経営が軌道に乗れば就農予定とのこと。現在は土日のみ手伝っています。

	また、農機具等は、両親のものを借用し、今後はオクラの栽培もしていきたいとのことでした。 なお、営農計画書を資料の２ページに添付していますので、ご参照ください。
議長	ただいま、担当委員の、報告のとおりでございます。 それでは、議案第１号のうち利用権設定分の２番から４番について、ご審議願います。
	ご質疑、ご意見等はございませんか。
委員	「なし」の声あり。
議長	議案第１号のうち、利用権設定分の２番から４番については、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。
委員	「異議なし」の声あり。
議長	ご異議なしと認めます。 よって、議案第１号のうち、利用権設定分の２番から４番については原案のとおり承認することに決定いたします。 次に、議案第１号のうち、利用権設定分の５番についても、新規就農者ということで、担当地区の委員が営農状況等の調査を行っておりますので担当委員の報告を求めます。
８番委員	番号５番につきまして、５月１７日に、私と１９番委員とで調査を行いましたので、ご報告いたします。 申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。 申請人は、今回利用権設定をし、３０ａを超えることから新規就農者となりました。 申請人は、XXXXXXXXXXに勤務していましたが、今後は農業を行っていききたいとのことです。 観葉植物４０ａを栽培し、目標年間販売高は約７５０万円を目指しております。 現在は、夫婦で農作業に従事しています。 XXXXXXXXXXで得た知識、技術等を、経営に活かしていきたいとのことです。 なお、営農計画書を資料の３ページに添付していますので、ご参照ください。
議長	ただいま、担当委員の、報告のとおりでございます。 それでは、議案第１号のうち利用権設定分の５番について、ご審議願います。 ご質疑、ご意見等はございませんか。

26番委員	これは、登記が田で現況も田となっていますが、畑ではないかと思いますが、いかがですか。
8番委員	現況は畑です。
26番委員	ハウスが建っていますか。
8番委員	ハウスが建っています。奥の方に広い土地があって、そこが田となっています。
26番委員	観葉植物は主に何を栽培されていますか。
8番委員	主にトラノオが栽培されています。
26番委員	使用貸借権でずっと借りるとのことですが、個人的に親しい間柄になりますか。
8番委員	貸人の息子さんのお嫁さんと借人のお父さんとが兄妹になります。貸人が高齢になり畑仕事ができないので、そのまま借りることになったところ です。
26番委員	分かりました。
議長	ほかにございませんか。
委員	「なし」の声あり。
議長	議案第1号のうち、利用権設定分の5番については、原案のとおり承認 することに、ご異議ございませんか。
委員	「異議なし」の声あり。
議長	ご異議なしと認めます。 よって、議案第1号のうち、利用権設定分の5番については原案のとおり 承認することに決定いたします。
	次に、議案第1号のうち、利用権設定分の6番から18番について、ご 審議願います。
	ご質疑、ご意見等はございませんか。
委員	「なし」の声あり。
議長	議案第1号のうち、利用権設定分の6番から18番については、原案の とおり承認することに、ご異議ございませんか。
委員	「異議なし」の声あり。
議長	ご異議なしと認めます。 よって、議案第1号のうち、利用権設定分の6番から18番については 原案のとおり承認することに決定いたします。
	次に、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定 についてを、議題といたします。
	これにつきましては、小委員会で調査にあたっておりますので、現地調 査の報告を求めます。

小委員長	議案第2号 「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定について、5月10日の転用調査時に、私と、7番、8番委員と、事務局2名の計5名で、現地聞き取り調査を行いましたのでご報告いたします。 申請に基づき、1番から5番について、現地確認と聞き取り調査を行った結果、いずれの譲受人も意欲的に営農に取り組んでおります。 1番から5番まで全て売買による申請でございます。 また、5番の譲受人については、高齢であります。現在は夫婦で営農しております。今後は、市外にいる娘が、後継者として戻ってくる予定とのことです。 なお、申請地は、面的にまとまった農地を分断するようなこともなく、周辺への影響もないと思われます。 以上の案件に係る、農地法第3条第2項の各号の判断につきましては、別添の農地法第3条調書のとおりでございますが、全ての案件について、前述の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると判断いたします。 最後に、農地法第3条調書、位置図、字図につきましても、資料の4ページから18ページに添付してありますので、ご参照いただきまして、ご審議の程よろしくお願いいたします。
議長	現地調査の結果は、ただいまの小委員長の報告のとおりでございます。 それでは、議案第2号について、ご審議願います。 ご質疑、ご意見等はございませんか。
委員 議長	「なし」の声あり。 議案第2号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。
委員 議長	「異議なし」の声あり。 ご異議なしと認めます。 よって、議案第2号については、原案のとおり承認することに決定いたします。
小委員長	次に、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定についてを議題といたします。 これにつきましても、小委員会で調査にあたっておりますので、現地調査の報告を求めます。 議案第3号 「農地法第5条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について、これにつきましても、同メンバーで現地調査を行いましたので、ご報告いたします。申請者、土地の所在地、地目面積等は議案にお示しのとおりです。

まず番号1番ですが、転用目的は、一般住宅です。

資料の19ページをお開きください。

申請地は、 から南へ210m行った農地で、東は市道、西は宅地、南と北は畑に接しています。

農地区分・許可事項については、都市計画法に規定される、用途が定められている区域にある農地であることから、第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当いたします。

申請人は、現在借家住まいであることから、申請地を取得し、自己の居住する一般住宅を建築する計画であります。

土地の形状については現状で、境界にブロックを積み、隣接農地との間には緩衝地を設けることから、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に番号2番ですが、転用目的は、一般住宅です。

資料の20ページをお開きください。

申請地は、 から南東へ320m行った農地で、東は市道、西は宅地、南と北は雑種地に接しています。

農地区分・許可事項については、都市計画法に規定される、用途が定められている区域にある農地であることから、第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当いたします。

申請人は、現在借家住まいであることから、申請地を取得し、自己の居住する一般住宅を建築する計画であります。

土地の形状については現状で、境界にはブロックを積む予定です。周囲に農地もないことから、営農への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に番号3番ですが、転用目的は、一般住宅です。

資料の21ページをお開きください。

申請地は、 から北へ110m行った農地で、東と南は畑、西は宅地及び市道、北は宅地に接しています。

農地区分・許可事項については、住宅等が連たんする区域に近接する区域にある農地であることから、第2種農地の市街地近接農地に該当いたします。

申請人は、現在実家住まいであることから、申請地を取得し、自己の居住する一般住宅を建築する計画であります。

なお、隣接する自己所有の宅地と一体利用し、総面積は約190㎡になる予定です。

土地の形状については現状で、土留工事を行う予定です。隣接農地との間には緩衝地を設けることから、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に番号4番ですが、転用目的は、一般住宅と駐車場です。

資料の22ページをお開きください。

申請地は、 から南西へ140m行った農地で、東は宅地及び雑種地、西と北は畑、南は用悪水路に接しています。

農地区分・許可事項については、住宅等が連たんする区域に近接する区域にある農地であることから、第2種農地の市街地近接農地に該当いたします。

申請人は、現在借家住まいであることから、申請地を取得し、自己の居住する一般住宅の建築と駐車場を整備する計画であります。

土地の形状については現状で、境界にブロックを積み、隣接農地との間には緩衝地を設けることから、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

なお、面積が一般住宅の転用の目安である500㎡を上回っていることから今回理由書が提出されております。

申請人は、現在建設会社に勤務しており、普段から工事車両で帰宅したり、建築資材を持ち帰ったりすることが多く、どうしても広い駐車スペースが必要であるとのことで、小委員会ではやむを得ないと判断したところです。

次に番号5番ですが、転用目的は、資材置場です。

資料の23ページをお開きください。

申請地は、 から南西へ165m行った農地で、東は5条許可地、西は畑、南は市道、北は原野に接しています。

農地区分・許可事項については、住宅等が連たんする区域に近接する区域にある農地であることから、第2種農地の市街地近接農地に該当いたします。

申請人は、土木建築業を行う法人で、市内での資材運搬など効率をあげるため、今回申請地を取得し、資材置場として整備する計画です。

土地の形状については現状で、土留工事を行う予定です。構造物の建設もなく、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に番号6番ですが、転用目的は、一般住宅です。

資料の24ページをお開きください。

申請地は、 から北西へ460m行った農地で、東は宅地、

西と北は里道、南は市道に接しています。

農地区分・許可事項については、住宅等が連たんしている区域にある農地であることから、第3種農地の市街地内農地に該当いたします。

申請人は、現在借家住まいであることから、申請地を取得し、自己の居住する一般住宅を建築する計画であります。

土地の形状については現状で、境界にはブロックを積む予定です。周囲に農地もないことから、営農への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に番号7番ですが、転用目的は、駐車場です。

資料の25ページをお開きください。

先月に続いての申請になりますが、申請地は、XXXXXXXXXXから北西へ70m行った農地で、東は水路、西は宅地、南は5条許可地、北は宅地及び水路に接しています。

農地区分・許可事項については、都市計画法に規定される、用途が定められている区域にある農地であることから、第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当いたします。

申請人は、市内で病院等を経営する医療法人で、既存の駐車場が手狭であることから、隣接する申請地を取得し、45台分の駐車場を増設する計画であります。

土地の形状については現状で、土留工事を行う予定です。構造物の建設もなく、周辺の田は、葦が生い茂って耕作されていないことから、営農への影響は軽微なものと判断されます。また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に番号8番ですが、転用目的は、店舗です。

資料の26ページをお開きください。

申請地は、XXXXXXXXXXから北へ130m行った農地で、東と南は畑、西は宅地、北は市道に接しています。

農地区分・許可事項については、都市計画法に規定される、用途が定められている区域にある農地であることから、第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当いたします。

申請人は、現在市内の貸店舗で美容室を経営しておりますが、今回申請地を取得し、新たに自己所有の店舗を建築する計画であります。

土地の形状については現状で、境界にブロックを積み、隣接農地との間には緩衝地を設けることから、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

議長

委員
議長

委員
議長

次に番号9番ですが、転用目的は、一般住宅です。

資料はそのままで26ページになります。

申請地は、 から北西へ20m行った農地で、東は宅地、西と南は市道、北は5条申請地に接しています。

農地区分・許可事項については、都市計画法に規定される、用途が定められている区域にある農地であることから、第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当いたします。

申請人は、現在借家住まいであることから、申請地を取得し、自己の居住する一般住宅を建築する計画であります。

土地の形状については現状で、境界にはブロックを積む予定です。周囲に農地もないことから、営農への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に番号10番ですが、転用目的は、資材置場です。

資料はそのままで26ページになります。

申請地は、 から北西へ35m行った農地で、東と北は宅地、西は市道、南は5条申請地に接しています。

農地区分・許可事項については、都市計画法に規定される、用途が定められている区域にある農地であることから、第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当いたします。

申請人は、9番と同じ方ですが、魚の養殖業を営んでおり、今回同時に申請された自宅建設予定地に隣接する申請地を取得し、資材置場と業務車両の駐車場を整備する計画であります。

土地の形状については現状で、土留工事を行う予定です。周囲には農地もなく、構造物の建設もないことから、営農への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

以上報告のとおり、小委員会では、転用もやむを得ないものと判断するところですが、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

現地調査の結果は、ただいまの小委員長の報告のとおりでございます。

それでは、議案第3号について、ご審議願います。

ご質疑、ご意見等はございませんか。

「なし」の声あり。

議案第3号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

「異議なし」の声あり。

ご異議なしと認めます。

小委員長

よって、議案第3号については、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、議案第4号「農地法第4条の規定による届出」についてを、議題といたします。

これにつきましても、小委員会で調査にあたっておりますので、現地調査の報告を求めます。

議案第4号 農地法第4条の規定による届出について、これにつきましても、同メンバーで現地調査を行いましたので、ご報告いたします。

番号1番ですが、申請人、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。転用目的は、農業用倉庫です。

資料の27ページをお開きください。

申請地は、XXXXXXXXXXから北東へ380m行った農地で、東は墓地、西と南は畑、北は用悪水路に接しています。

農地区分・許可事項については、平成30年4月19日付で、用途区分変更がなされた農用地区域内の農業用施設用地です。

計画概要につきましては、872㎡のうち110㎡を農業用施設用地として利用する計画ですが、以前無許可で建築していた倉庫が台風で倒壊し今回建て替えを行うもので、始末書が提出されております。

なお、本申請は、農業振興に資する施設であり、周囲の農地に与える影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

以上報告のとおり、小委員会では、転用もやむを得ないものと判断するところですが、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長

現地調査の結果は、ただいまの小委員長の報告のとおりでございます。

それでは、議案第4号について、ご審議願います。

ご質疑、ご意見等はございませんか。

委員

「なし」の声あり。

議長

議案第4号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員

「異議なし」の声あり。

議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第4号については、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、議案第5号 農地利用変更届についてを、議題といたします。

これにつきましても、小委員会で調査にあたっておりますので、現地調査の報告を求めます。

小委員長	議案第5号 農地利用変更届について、これにつきましても、同メンバーで現地調査を行いましたので、ご報告いたします。 番号1番ですが、申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。
	資料の28ページをお開きください。
	申請地は、 から北西へ約1.8km行った農用地区域内農地で、東は農道、西は農業用施設、南と北は畑に接しています。
	申請地は、現在全体的に道路より高いことから、今回1mほど削土を行い、道路との高低差を解消しようとするものです。
	なお、周囲の雨水等の流れを遮断することも無く、周辺農地への影響は特に認められないと判断いたします。
議長	以上報告のとおりですが、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。 現地調査の結果は、ただいまの小委員長の報告のとおりでございます。 それでは、議案第5号について、ご審議願います。 これにつきましては、会議規則第25条の規定により、20番委員の退席を求めます。
	(20番委員の退席確認)
	ご質疑、ご意見等はございませんか。
委員	「なし」の声あり。
議長	議案第5号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。
委員	「異議なし」の声あり。
議長	ご異議なしと認めます。 よって、議案第5号については、原案のとおり承認することに決定いたします。
	(20番委員の復席確認)
	次に、議案第6号 農用地あっせん申し出についてを、議題といたします。
	事務局に議案の説明を求めます。
事務局	それでは、議案書の20ページをお開きください。
	議案第6号 農用地あっせん申し出の売渡をご説明いたします。
	今月は、売渡申出3件でございます。
	(番号1を議案書どおり読み上げ説明)
	番号1の申出につきましては、成年後見人が立っていますので、担当委員のお手元には成年後見人の連絡先が記載してあります。名義人の方は判断が付かないとご理解ください。

	見取り図・地籍図等につきましては、審議資料の２９ページと３０ページになります。
	番号２と番号３につきましては、お目通しください。
	また、見取り図・地籍図等につきましては、審議資料の３１ページから３４ページとなりますので、ご参照ください。
	それでは、２１ページをご覧ください。
	続きまして、議案第６号 農用地あっせん申し出の買受希望をご説明いたします。
	今月は、買受申出２件でございます。
	(番号１を議案書どおり読み上げ説明)
	番号２につきましては、お目通しください。
議長	皆様のご審議をよろしくお願いいたします。
	ただいまの事務局の説明のとおりであります。
	ご質疑、ご意見等はございませんか。
２７番委員	１番ですが、地目は畑となっていますが、場所的には山の中の感じで、辿り着けなくて、地籍の関係で畑となっているのではないですか。
事務局	審議資料の２９ページに申請地の見取り図を載せてありますが、２７番委員がおっしゃったように、ここの農地は地籍調査係が最近立会い調査をした場所であるかどうか調べた結果、立会い調査はしていないことが分かり地籍調査から外れたエリアでした。山手の方であろうと航空写真で予測はついたのでありますが、２７番委員の現地確認で対象地の確認ができなかったということでもありますので、成年後見人の司法書士事務所の方に、事務局から連絡いたします。現状が確認できないという事実を伝えたくて、取下げをしていただけるようお願いして、来月以降対応します。
議長	ほかにございませんか。
委員	「なし」の声あり。
議長	このあっせん申し出につきましては、事務局としてあっせん委員を選出されていると思いますので、事務局案の発表をお願いいたします。
事務局	それでは、あっせん委員の事務局案を申し上げますので、記載方をよろしくお願いいたします。
	２０ページ（売渡、貸付）
	番号１は２７番委員と４番委員。
	番号２は１２番委員と２３番委員。
	番号３は２２番委員と２番委員。
	２１ページ（買受、借受）
	番号１は 成川地区１０番委員。大山地区１２番委員。

議長

番号2は 2番委員と15番委員。
以上、事務局案として提案いたします。
皆様のご審議をよろしくお願いいたします。
ただいま、事務局案が発表されました。
それぞれ各委員は、よろしいでしょうか。

委員
議長

(各委員了解あり)
それでは、議案第6号については、原案のとおり承認することとし、あ
つせん委員は、事務局案のとおり決定いたします。

次に、議案第7号 荒廃農地に係る非農地判断についてを、議題といた
します。

事務局

事務局に議案の説明を求めます。
それでは、22ページをお開きください。
議案第7号 荒廃農地に係る非農地判断についての説明をいたします。
(台帳番号1を議案書どおり読み上げ説明)

台帳番号2から15につきましては、お目通しください。
今回の非農地判断につきましては、農地法第30条に基づく利用状況調査
及び農地パトロール実施要領に基づく荒廃農地調査によって、農地に復元
して利用することが不可能と見込まれる土地として分類された荒廃農地に
ついて、農地法第2条第1項の規定に基づく非農地に該当するか否かの判
断を行うため、先月現況確認の再調査を行いました。

その結果、22ページに記載のとおり、15筆、17,558㎡は、森
林の様相を呈しているなど、農地に復元するための物理的な条件整備が著
しく困難なもの、又は周囲の状況から見て、その土地を農地として復元し
ても継続して利用することができないと見込まれるため、農地に該当しな
い土地であることが確認されました。

よって、15筆、17,558㎡につきまして、農地法第2条第1項の
規定に基づく農地に該当しない土地、いわゆる非農地としての判断につい
て承認を求めるものです。

なお、非農地判断後に農地復元等が確認された場合は、農地台帳登載申
請等により改めて農地台帳に登載することとなります。

議長

皆様のご審議をよろしくお願いいたします。
ただいまの、事務局の説明のとおりであります。
それでは、議案第7号について、ご審議願います。
ご質疑、ご意見等はございませんか。

委員
議長

「なし」の声あり。
議案第7号については、原案のとおり承認することにご異議ございませ

委員
議長

んか。

「異議なし」の声あり。

ご異議なしと認めます。

よって、議案第7号については、原案のとおり承認することに決定いたします。

事務局

本日の議題は、これで全て終了いたしました。

ほかにごいませんか。

委員
議長

「なし」の声あり。

ほかになければ、その他に入ります。

その他について、事務局の説明を求めます。

事務局

その他（議案23ページを参照して説明）

1. 5月の行事報告

2. 6月の行事予定等

3. その他

（1）農地利用最適化推進委員の応募状況について

議長

ほかにないようですので、本日の委員会に付議されました案件は全て終了いたしました。

事務局

これをもちまして、第35回指宿市農業委員会を閉会いたします。

全員ご起立願います。

一同礼。

（閉会 午後3時15分）

指宿市農業委員会会長

諏訪園 一行

議事録署名委員11番委員

議事録署名委員12番委員